

川 俣 町 農 地 賃 借 料 情 報

令和7年(1月～12月)に締結(公告)された賃貸借における賃借料(10アール当たり)は、以下のとおりです。

川 俣 町 農 業 委 員 会

【田(水稻)の部】

地 区	平均額	最低額	最高額	データ数	備 考
川俣町	10,300 円	4,300 円	27,600 円	7 件	

【畑の部】

地 区	平均額	最低額	最高額	データ数	備 考
川俣町	4,700 円	1,800 円	8,000 円	7 件	

【採草地の部】

地 区	平均額	最低額	最高額	データ数	備 考
川俣町	3,700 円	3,000 円	4,500 円	2 件	

- ※1 データ数は集計に用いた筆数で、使用貸借権の設定(無償の貸借)21件は除いています。
- ※2 物納の場合は、仮算定価格を設定し金額換算しています。
- ※3 平均額は、データ数による加重平均値です。
- ※4 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※5 採草地の部については、令和7年度中の実績がなかったため、直近で実績のあった令和5年度の数値としています。

◆国民年金に加入している農業者のみなさまへ◆

農業者年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事している方は、ご加入いただけます。



農地の売買や貸し借り、盛り土、また農地に住宅を建築したいなど農地以外に利用したい場合などは、申請手続きや届け出が必要です。

また、農地転用の許可を受けた場合、工事などが完了した際に工事完了報告書のご提出をお願い致します。

農地に関することや農業者年金などについてのご相談は、川俣町農業委員会事務局(電話566-2111 内線1506)へお問い合わせください。